

## マイナンバー関係参考法令（それぞれ抜粋）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

（第2項～第5項省略）

### 別表第一

三十三の二 独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済法による退職金、解約手当金又は差額の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

「同法別表第一の主務省令で定める事務を定める省令（総務省令）」

第二十四条の四法別表第一の三十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第三条第一項の退職金共済契約若しくは同法第四十一条第一項の特定業種退職金共済契約の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- 二 中小企業退職金共済法による退職金等又は差額の支給を受ける権利に係る請求等（請求、申出、届出又は報告をいう。以下この号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 三 中小企業退職金共済法による退職金等又は差額の支給に関する事務
- 四 中小企業退職金共済法第二十一条（同法第五十一条において準用する場合を含む。）の退職金等の返還に関する事務

「住民基本台帳法」

（国の機関等への本人確認情報の提供）

第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

### 別表第一

六十三の二 独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済法による同法第十条第一項、第三十条第二項若しくは第四十三条第一項の退職金、同法第十六条第一項若しくは第三十条第三項の解約手当金又は同法第三十一条第二項の差額の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

「中小企業退職金共済法施行規則」

（被共済者が退職した場合の届出）

第七十二条 法第三十七条の規定による被共済者が退職した旨の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出してしなければならない。

- 一 共済契約者の氏名又は名称
- 二 被共済者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）